

(診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
所在地	都道府県
住所	
連絡先	担当者氏名
電話番号	

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2) の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による収入の実績額	円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による収入の実績額	円

(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】	円
---------------------------------	---

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(6) 翌年度への繰越予定額	円
(7) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載)	円

(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】	円
(9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	□

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

※ ベア等の定義はII-2を参照のこと。

※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)」には含めないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	円
(12) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)	円
(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12))】	%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のIV又はVに該当する職員の在籍有無

- 在籍している
- 在籍していない

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

IV. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	円
(17) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(18) ベア等による賃金増率【(17) ÷ ((16) - (17))】	%

V. 事務職員の基本給等に係る事項

(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	円
(21) ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(22) ベア等による賃金増率【(21) ÷ ((20) - (21))】	%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日

開設者名 :

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「歯科外来・在宅在宅ベースアップ評価料（I）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」のことをいう。
- 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）